

亀山市告示第131号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定により同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月16日

亀山市長 櫻井 義之

確認の辞退があった認可外保育施設

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退があった年月日	子ども・子育て支援施設等の種類
	名称	所在地		
公益社団法人 亀山市シルバー人材センター	託児ルーム ひよこ	亀山市東町一丁目1番7号	令和3年3月31日	一時預かり事業
須川 豊	ほっぷ	亀山市田村町579番地8	令和4年4月30日	一時預かり事業